

京都市訓令甲第 5 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

平成26年8月11日

京都市長 門 川 大 作

第6条に次の1項を加える。

4 文書管理責任者に事故があるときは、文書主任がその職務を代理する。

第48条の見出し中「持ち出し」を「持出し」に改め、同条第1項を次のように改める。

職員は、職務上必要なときは、公文書を庁外に持ち出すことができる。

第48条第2項中「庁外に公文書を」を「職員は、公文書を庁外に」に、「き損」を「毀損」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、文書管理責任者が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 機密を要する公文書を庁外に持ち出すこと。

(2) 勤務時間外に公文書を庁外に持ち出すこと。

附 則

この訓令は、平成26年8月18日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)